

平成28年12月6日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年12月6日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

定例会開会の前に、先日ご逝去されました佐々木勇議員のご冥福をお祈りいたしまして、黙とうをささげたいと思いますので、皆さん、ご起立をお願い致します。

黙とう。

（黙とう）

おなおりください。

いつものとおりに着席をお願い致します。

それではただ今より、平成28年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう12月の声を聞きまして、皆様方におかれましても、一連の中で、大変お忙しい時期をお迎えのことだと思っております。

そういう中におきまして今日から12月定例会を始めさせていただきます。

皆様方には、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、慎重審議を心からお願いをすることとあります。

また、私どもにとっても大変寂しい悲しいことではありますが、長年、町議会のために御尽力いただいております佐々木議員さんが、逝去されたということに対しましては、心からお悔やみを申し上げますし、佐々木議員さん安らかにお休み願いたいと心から願っているところであります。

私事ではありますが、私も佐々木さんが議員になる前から、いろいろとご指導または御教授をいただいたことがたくさんあります。

そういう意味では大変悲しい気持ちになっております。今ここから花を見ておりましても、もう亡くなってしまったんだなということをひしひしと改めて感じているところであります。

皆様方にはどうか、この12月議会におきまして、いろいろと御意見を頂戴できて有意義な12月定例会になればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成28年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番尾崎忠義君、11番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

本定例会の日程につきましては、本日12月6日火曜日から12月15日木曜日までの10日間と致したいと思います。

なお、詳細につきましては、議長の方でお諮りいただきたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月15日までの10日間とし、日程については、12月6日火曜日提案説明、12月7日水曜日休会、12月8日木曜日から9日金曜日一般質問、12月10日土曜日から11日日曜日休会、12月12日月曜日総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会、12月13日火曜日総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会(予備日)、12月14日水曜日休会、12月15日木曜日議案審議と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月15日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配布いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の建設産業民生常任委員会に付託しましたので、報告を致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長、岡部君。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この度の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更になります。

これにより、農業委員会の役割が、農地利用の最適化推進に向けて強化され、「農地利用最適化推進委員」が新設されることになりました。

以上のようなことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定しようとするものでございます。

附則といたしまして、多度津町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止し、併せて、本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第3号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第4号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

議案第2号から議案第6号までの5議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

国におきましては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経まして、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせまして、年間支給割合を100分の320とするものでございます。3ページをご覧ください。

第2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合につきまして、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつ割り振り、6月期は100分の150から160に、第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項におきまして施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、新たに設置する農地利用最適化推進委員の報酬について規定するとともに、農業委員会会長、農業委員会会長の職務代理者及び農業委員会委員の報酬についても「能率給」を追加しようとするものです。

また、人口減少や高齢化が進行している本町におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化、地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊を設置することとしておりますが、この隊員の報酬についても併せて規定しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、3ページをご覧ください。

第1条は地方自治法の規定で定める特別職の職員についてですが、第4号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に第4号として、農地利用最適化推進委員を、4ページをお開きください、第36号の次に第37号として、地域おこし協力隊員を加えようとするものです。

4ページ中段から5ページをご覧ください。

別表第1中、農業委員会会長、年額228,000を、農業委員会会長、基本給、年額228,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に、農業委員会会長の職務代理者、同202,000を、農業委員会会長の職務代理者、基本給、年額202,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に、農業委員会委員、同197,000を、農業委員会委員、基本給、年額197,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に改め、その次に、農地利用最適化推進委員、基本給、年額196,500、能率給、予算の範囲内で町長が定める額、行政不服審査会委員の次に、地域おこし協力隊員、月額166,000を加えようとするものです。

2ページにお戻りください。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第4号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案第2号と同様に、国におきましては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

3ページをご覧ください。

第2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合につきまして、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつを割り振り、6月期は100分の150から160に、第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案第2号及び議案第4号と同様に、国におきましては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

3ページをご覧ください。

2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつ割り振り、6月期は100分の150から160に、

第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

国におきましては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経まして、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議案第2号、議案第4号及び議案第5号と同様に、人事院勧告を尊重し、一般職の給料表の改定、勤勉手当の支給月数を改めるため、本条例を提出するものでございます。

今回の人事院勧告では、月例給におきまして、民間企業との較差は708円で、勧告率は、0.17%の引き上げでございます。

特別給（ボーナス）は、民間の平均水準に合わせるため、支給月数4.20月から0.10月引き上げて、4.30月とするものでございます。

それでは、本条例の改正内容についての説明させていただきます。

まず、第1条関係ですが、7ページからの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

7ページ下段をご覧ください。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の平成28年12月期の勤勉手当について100分の10プラスし100分の90に改め、既に支給されている6月期分100分の80と合わせて、年間支給割合を100分の170とするものでございます。

8ページ上段をご覧ください。

同項第2号の改正は、再任用職員の平成28年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の42.5に改め、既に支給されている6月期分100分の37.5と合わせて、年間支給割合を100分の80とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、8ページ中段から13ページにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、1級の1号級から93号級まで、2級の1号級から125号級まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号給から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ400円から1,500円の引き上げとなっております。

再任用職員につきましては、13ページ中段の下線部分、400円引き上げとなっております。

続きまして、第2条関係です。

14ページから15ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

この改正は、平成29年度以降の勤勉手当の年間支給割合について、第1号再任用職員以外の職員につきましては、第1条で改正しました6月期100分の80、12月期100分の90から、6月期と12月期に100分の85を割り振り、年間支給割合を28年度と同様の100分の170とするものです。

15ページをご覧ください。

第2号の再任用職員につきましては、第1条で改正しました6月期100分の37.5、12月期100分の42.5から、6月期と12月期に100分の40を割り振り、年間支給割合を28年度と同様の100分の80とするものです。

6ページ中段にお戻りください。

附則第1項におきまして施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された勤勉手当は、第1条の規定による勤勉手当の内払いとみなすこと、第4項では適用者の在職基準日、第5項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の5議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について、議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正について提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、性同一性障害（性別違和）を抱える方への心情の配慮、また、育児・介護休業法および男女雇用機会均等法等の改正に伴います男女の不利益取扱い防止措置の一環として印鑑登録事務の性別に関する項目を削除するため、本条例について改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

第6条第1項中において、第5号の「男女の別」を削り、第6号から第8号を1号ずつ繰り上げ、第13条第1項中において、第3号の「男女の別」を削り、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げるものです。

1ページをお願いします。

附則として、施行期日について、「この条例は、平成29年1月1日から施行する」と規定しています。

続きまして、議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本台墓地のうち平成21年3月31日以前造成分の一部において、既に返還届がなされている区画を再募集するにあたり、使用料を平成21年4月1日以後造成分と同額にするため、本条例の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

別表第2中において本台墓地の備考部分中「・平成21年3月31日以前造成」を削除し、「・平成21年4月1日以後造成」を「（本通三丁目甲747の1、甲747の2）」と改正するものです。

1ページをお願いします。

附則として施行期日について「この条例は、平成29年4月1日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではございますが議案第7号及び議案第8号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

おはようございます。

議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止について、提案説明を申し上げます。

今回の提案は、青少年の健全な成長を図るための体験施設として、平成7年に設置された、多度津町佐柳島体験センターが、近年、施設の老朽化等のため利用実績がなく、今後もその機能を維持していくことが困難とみられ、体験センターとしての機能を廃することが適当と判断されることから、同施設の設置条例を廃止しようとするものです。

なお、同施設の廃止については、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、議会の3分の2以上の同意が必要であるため、同条例の一部改正について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止について、提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

それでは、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額95億6,440万円に、歳入歳出それぞれ、3億9,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、99億5,990万円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、農業費、土木管理費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、繰越金などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

22ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、51万4,000円を増額補正し、1億1,377万4,000円に改めるものです。

項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の増額です。

24ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、4,065万6,000円を増額補正し、11億1,365万1,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、職員手当等、409万8,000円の増額、目5. 財産管理費は、負担金補助及び交付金等、341万7,000円の減額。

目6. 企画費は、負担金補助及び交付金等、3,871万円の増額。

目8. 出張所費は、職員手当等、9万4,000円の増額。

目10. 交通安全対策費は、職員手当等、1万9,000円の減額。

項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、職員手当等、86万7,000円の増額。

項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、職員手当等、30万5,000円の増額。

項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、給料、1万8,000円の増額です。

28ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、9,647万9,000円を増額補正し、29億7,990万7,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、負担金補助及び交付金等、7,072万1,000円の増額。

目2. 国民年金費は、職員手当等、12万2,000円の増額。

目3. 老人福祉費は、繰出金等、560万3,000円の増額。

目6. 社会福祉施設事業費は、需用費、70万円の増額。

目7. 障害者福祉費は、扶助費等、520万1,000円の増額。

項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、職員手当等、24万6,000円の増額。

目2. 児童保育費は、扶助費等、1,388万6,000円の増額です。

32ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、318万4,000円を増額補正し、6億6,040万1,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、職員手当等、40万円の増額。

目4. 火葬場費は、報償費等、24万円の増額。

目5. 環境保全費は、職員手当等、35万円の増額。

項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、負担金補助及び交付金等、201万8,000円の増額。

目2. し尿処理費は、役務費等、10万円の減額。

目3. じん芥処理費は、需用費等、27万6,000円の増額です。

34ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、5,158万2,000円を増額補正し、2億9,216万1,000円に改めるものです。

項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、委託料等、121万7,000円の増額。

目2. 農業総務費は、職員手当等、45万8,000円の増額。

目3. 農業振興費は、負担金補助及び交付金等、101万4,000円の増額。

目5. 地籍調査費は、委託料等、4,860万2,000円の増額。

項3. 水産業費の目1. 水産業振興費は、需用費等、29万1,000円の増額です。

36ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、122万8,000円を増額補正し、9,289万4,000円に改めるものです。

項1. 商工費の目1. 商工総務費は、職員手当等、51万7,000円の増額。

目3. 観光費は、賃金、71万1,000円の増額です。

38ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、1億9,377万8,000円を増額補正し、19億8,725万9,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、繰出金等、1億8,425万7,000円の増額。

項2. 道路橋梁費の目2. 道路維持修繕費は、委託料、100万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費は、委託料、450万円の増額。

目4. 交通安全施設整備費は、工事請負費、20万円の増額。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は、需用費等、382万1,000円の増額です。

40ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、122万6,000円を増額補正し、4億8,990万2,000円に改めるものです。

項1. 消防費の目1. 常備消防費は、職員手当等、173万7,000円の増額。

目2. 非常備消防費は、役務費等、12万円の増額。

目3. 消防施設費は、工事請負費、41万6,000円の増額。

目4. 防災費は、職員手当等、104万7,000円の減額です。

42ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、685万3,000円を増額補正し、12億4,280万6,000円に改めるものです。

項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、職員手当等、8万5,000円の増額。

目2. 事務局費は、職員手当等、124万円の増額。

項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、需用費等、88万9,000円の増額。

目2. 教育振興費は、役務費、5万円の増額。

目3. 学校建設費は、備品購入費等、244万7,000円の増額。

項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、需要費等、90万3,000円の増額。

項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、職員手当等、35万1,000円の増額。

項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、職員手当等、42万4,000円の増額。

項6. 保健体育費の目1. 保健体育総務費は、報償費、20万円の増額、目2. 学校給食共同調理場費は、職員手当等、26万4,000円の増額です。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、2,707万1,000円を増額補正により、17億2,177万3,000円に改めるものです。

12ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1億210万7,000円を増額補正により、10億2,136万5,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、310万円の増額。

目3. 農林水産業費国庫負担金は、2,336万8,000円の増額。

目4. 教育費国庫負担金は、549万2,000円の増額。

項2. 国庫補助金の目3. 民生費国庫補助金は、7,014万7,000円の増額です。

14ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、1,700万1,000円の増額補正により、6億6,759万8,000円に改めるものです。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、205万円の増額。

目3. 農林水産業費県負担金は、1,168万4,000円の増額。

項2. 県補助金の目1. 総務費県補助金は、150万円の増額。

目2. 民生費県補助金は、199万9,000円の増額。

目4. 農林水産業費県補助金は、23万2,000円の減額。

16ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、98万4,000円の増額補正により、4,310万8,000円に改めるものです。

項2. 財産売払収入の目1. 不動産売払収入の増額です。

18ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、20万円の増額補正により、3億9,188万6,000円に改めるものです。

項2. 基金繰入金の目9. 健やか子ども基金繰入金の増額です。

20ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、2億4,813万7,000円の増額補正により、2億4,813万8,000円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、95億6,440万円を、99億5,990万円に改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第11号及び議案第12号について一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額32億361万円に、歳入歳出それぞれ4,503万6,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,864万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まず、歳出について国10ページをお願いします。

款1. 総務費は、68万6,000円増額し4,631万8,000円とするものです。

項1. 総務管理費の人件費33万6,000円の増額、中讃広域行政事務組合への負担金35万円の増額です。

款2. 保険給付費は4,420万円増額し、19億4,441万1,000円とするものです。

これまでの給付実績及び今後の予測から、項2. 退職被保険者療養諸費1,300万円、項3. 審査支払手数料120万円、項4. 一般被保険者高額療養費3,000万円をそれぞれ増額するものです。

12ページをお願いします。

款11. 諸支出金は15万円増額し、4,127万5,000円とするものです。

項2. 繰出金、目1. 直営診療所会計繰出金の増額でございます。

次に歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いします。

款2. 国庫支出金は630万円増額し、5億8,053万7,000円とするものです。

項1. 国庫負担金の450万円、項2. 国庫補助金の180万円の増額でございます。

款3. 療養給付費等交付金は1,000万円増額し、9,565万3,000円とするものです。

款4. 前期高齢者交付金は1,560万円増額し9億5,260万円とするものです。

款5. 県支出金は90万円増額し、1億2,387万7,000円とするものです。

項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金の増額でございます。

款8. 繰入金は48万6,000円増額し、2億3,702万5,000円とするものです。

項1. 他会計繰入金のうち目1. 一般会計繰入金は、直営診療所会計15万円の増額、目2. 職員給与費等繰入金は、33万6,000円の増額でございます。

款9. 繰越金は1,175万円増額し、3,095万9,000円とするもので、前年度からの繰越金を一部予算化するものです。

次に、議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,589万5,000円に、歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,604万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まず、歳出について直10ページをお願いします。

款1. 総務費は15万円増額し、1,890万6,000円とするものです。

項1. 施設管理費の人件費など15万円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3. 繰入金は15万円増額し、1,141万6,000円とするもので、総務費の増額により項1. 他会計繰入金、目1. 国保会計繰入金を増額するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第11号及び議案第12号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

おはようございます。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億9,464万7,000円に、歳入歳出それぞれ299万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億9,764万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費と下水道費の増額補正、公債費の減額補正でございます。

一方、歳入は、町債の減額補正、繰入金、繰越金の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正は、限度額を2億7,900万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費は、339万9,000円増額補正し、1億9,036万4,000円に改めるものでございます。

これは、主に平成28年度分の消費税予定納税額が決定したことによる公課費の増額、および人件費の増額によるものです。

款2. 下水道費を、19万7,000円増額補正し、1億3,923万8,000円に改めるものでございます。

これは、人件費の増額補正によるものでございます。

款3. 公債費を、60万円減額補正し、6億6,804万1,000円に改めるものでございます。

これは、過去の町債の利率見直しによるもので、内訳としては項1. 公債費、目1. 長期債償還元金は、140万円の増額、目2. 利子は、200万円の減額となるものです。

続きまして、歳入について、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款5. 繰入金を、1億8,326万2,000円増額補正し、3億8,571万5,000円に改めるものでございます。

款6. 繰越金を、2,973万4,000円増額補正し、2,973万5,000円に改めるものでございます。

款8. 町債を、2億1,000万円減額補正し、2億7,900万円に改めるものでございます。

これは、資本費平準化債の額が確定したことによる減額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額9億9,464万7,000円に、299万6,000円を増額し、9億9,764万3,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第13号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額22億8,685万円に、歳入歳出、それぞれ313万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ22億8,998万2,000円にしようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは総務管理費と基金積立金です。

一方、歳入における増額補正の主なものは、一般会計繰入金です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、106万円の増額補正により、6,627万7,000円にしようとするもので、項1. 総務管理費96万9,000円の増額で、主な内訳は、職員手当等及び通信運搬費です。

項7. 計画策定委員会費9万1,000円の増額です。

款2. 保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費、目1.

居宅介護サービス給付費は、4,885万円の減額、目3. 地域密着型介護サービス給付費

は、2,800万円の増額、目5. 施設介護サービス給付費は、1,930万円の増額です。

介12ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費、目1. 介護予防サービス給付費は、40万円の増額、目6. 介護予防住宅改修費は、60万円の増額、目7. 介護予防サービス計画給付費は、50万円の増額です。

項3. その他諸費、目1. 審査支払手数料は、5万円の増額です。

款6. 基金積立金は、207万2,000円の増額補正により、3,884万5,000円にしようとするもので項1. 基金積立金、介14ページをお開きください。

目1. 介護保険財政調整基金積立金の増額によるものです。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、96万5,000円の減額補正により、4億8,405万1,000円にしようとするもので、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金の減額によるものです。

款5. 県支出金は、96万5,000円の増額補正により、3億1,798万2,000円にしようとするもので、項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金の増額によるものです。

款8. 繰入金は、313万2,000円の増額補正により、3億3,691万4,000円にしようとするもので、項1. 一般会計繰入金、目1. 介護給付費繰入金、207万2,000円の増額、目4. その他の一般会計繰入金、106万円の増額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算の総額22億8,685万円を22億8,998万2,000円に改めるものでございます。

以上で議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第15号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第15号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算(第2号)の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成28年度多度津町水道事業会計予算第2条で定めた配水設備工事費を、

1, 235万円減額し、2億7, 746万5, 000円に改めようとするものでございます。

第3条で、平成28年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入、第1款. 水道事業収益につきましては、716万円を減額し、7億6, 301万7, 000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業収益を643万2, 000円減額、第2項. 営業外収益を72万8, 000円減額補正するものでございます。

支出、第1款. 水道事業費用につきましては、470万4, 000円を減額し、7億5, 758万8, 000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業費用を371万1, 000円減額、第2項. 営業外費用を99万3, 000円減額補正するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 給水収益につきましては、262万円を減額するものでございます。

これは、年間予想有収水量の減少によるものでございます。

目2. 受託工事収益につきましては、296万6, 000円を減額するものでございます。

これは、上半期実績に基づく工事収益の減額によるものでございます。

目3. その他営業収益につきましては、84万6, 000円を減額するものでございます。

これは、上半期実績に基づく手数料収益の減額によるものでございます。

項2. 営業外収益、目2. 他会計負担金につきましては、72万8, 000円を減額するものでございます。

これは、下水道使用料徴収等負担金の減額によるものでございます。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、273万4, 000円を減額するものでございます。

これは、主に配水・浄水量減に伴う平潤浄水場の下水道放流費及び薬品、動力、補償費の減額によるものでございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、53万5, 000円を増額するものでございます。

これは、給与改定に伴う給与費の増額及び上半期実績に基づく備用品費の増額によるものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、111万5, 000円を減額するものでございます。

これは、主に上半期実績に基づく材料費の減額によるものでございます。

目4. 業務費につきましては、30万5, 000円を増額するものでございます。

これは給与改定に伴う給与費の増額によるものでございます。

目5. 総務費につきましては、77万3, 000円を減額するものでございます。

これは主に、上半期実績に基づく臨時職員賃金の減額によるものでございます。

目7. 資産減耗費につきましては、7万1,000円の増額でございます。

これは固定資産の廃棄に伴う、固定資産除却費用の増額によるものでございます。

項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、159万1,000円を減額するものでございます。

これは、企業債の利率見直しに伴う企業債利息の減額によるものでございます。

目2. 消費税及び地方消費税につきましては、59万8,000円を増額するものでございます。

これは、消費税及び地方消費税納税予定額の増額によるものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、11ページから13ページの方に記載しております。

それでは、再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,148万4,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,082万1,000円」に改め、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,413万9,000円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,331万8,000円」に改め、「当年度損益勘定留保資金1億6,350万9,000円」を「当年度損益勘定留保資金1億6,358万円」に改め、建設改良積立金1,897万3,000円を、「建設改良積立金906万円」に改め、資本的支出の予定額につきまして、次のとおり補正するものでございます。

支出第1款. 資本的支出につきましては1,066万3,000円減額し、4億8,744万円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 建設改良費を1,110万円減額、第2項. 企業債償還金を43万7,000円増額補正するものでございます。

次に3ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書、資本的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

支出、款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 配水設備工事費につきましては、1,235万円を減額するものでございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事に伴う設計費用の減額によるものでございます。

目2. 固定資産購入費につきましては、125万円を増額するものでございます。

これは、公用車の購入による増額でございます。

項2. 企業債償還金、目1. 企業債償還金につきましては、43万7,000円を増額するものでございます。

これは、利率見直しに伴う、企業債の元金償還額の増額によるものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきましては、14ペ

ージに記載しております。

それでは、再度1ページをお開きください。

第5条で、予算第9条に定めた(1)職員給与費を10万4,000円増額し、8,687万8,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、5ページから7ページに記載しております。

第6条で、予算第11条に定めた、たな卸資産購入限度額を570万4,000円に改めるものでございます。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、5億4,952万6,000円となっております。

次に8ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億3,520万3,000円、2. 営業費用は6億6,897万円ですので、営業損失は3,376万7,000円の予定でございます。3. 営業外収益は7,649万2,000円、4. 営業外費用は4,461万2,000円ですので、経常損失は188万7,000円の予定でございます。

5. 特別損失は457万6,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は831万4,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は4億6,707万6,000円、当年度未処分利益剰余金は4億5,876万2,000円の予定でございます。

次に、9ページをお開きください。平成28年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部1. 固定資産合計は75億3,609万9,000円、2. 流動資産合計は6億8,295万1,000円ですので、資産合計は82億1,905万円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億3,102万6,000円、10ページをご覧ください。

4. 流動負債合計は2億9,006万7,000円、5. 繰延収益合計は、16億9,474万4,000円ですので、負債合計は、52億1,583万7,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は24億603万5,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億7,648万2,000円ですので、剰余金合計は5億9,717万8,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は30億321万3,000円、負債・資本合計は82億1,905万円の予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第15号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について、議案第17号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

議案第16号及び議案第17号の2議案につきましては、関連がありますことから一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第16号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

三観衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、香川縣市町総合事務組合から、三観衛生組合が脱退することにつきまして、香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページから5ページの香川縣市町総合事務組合規約新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1、3ページの別表第2、5ページの別表第3中、「三豊総合病院企業団三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第17号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての提案説明を申し上げます。

平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分の方法につきまして、地方自治法第289条の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合負担金条例第13条及び第15条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することになる場合におきましては、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例第5条第2号の規定により、退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うこととするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第16号及び議案第17号の2議案の提案説明を申し上げ

げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第18号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

それでは、議案第18号、物品購入契約の締結について提案説明をさせていただきます。

物品名につきましては、「寄贈高規格救急自動車用積載資機材」でございます。

納入場所は、多度津町消防本部で、契約の方法につきましては、5社による指名競争入札でございます。

契約金額は、684万7,200円で、その内消費税額は、50万7,200円でございます。

参考までに、請負比率は、91.30%でございました。

納入業者は、高松市松縄町1083番地13、日本船舶薬品株式会社高松営業所、所長段哲哉でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに契約書及び付帯条件を、また3ページから6ページに仕様書を添付いたしております。

物品の概要といたしましては、日本損害保険協会より寄贈を受けた救急車両本体を高規格救急自動車として活用するために、生体情報監視装置一式、携帯用吸引器一式、自動体外除細動器一式及び搬送用人工呼吸器一式並びに定置型酸素吸入装置一式等の積載資機材を購入しようとするものでございます。

なお、納期につきましては、平成29年2月28日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条の規定により、物品購入に関する契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第18号、物品購入契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております石川雅健氏の任期が、平成29年6月30日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

同氏は、町内大字青木826番地にお住まいであり、昭和21年11月19日生まれ、70歳でございます。

長年にわたり多度津町役場に奉職され、本町の行政諸般についてご尽力をされました。

また同氏は、地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として適任であると考えております。

なお、任期は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第1号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第16、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の石川晴久氏より、一身上の都合により、辞意の申し出がありましたので、その後任として、藤田嘉之氏を推薦いたしたいと存じ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

藤田氏は町内栄町二丁目4番7号にお住まいで、昭和26年12月16日生まれの現在64歳でございます。

経歴につきましては、関西大学経済学部をご卒業後、昭和49年に百十四銀行に入行され、鳴門支店副支店長、監査部部長補佐、(株)百十四人材センター業務部長と勤務され、仕事を通じて地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として最適人と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第2号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第2号から議案第6号、議案第9号から議案第18号の15議案につきましては、これを総務教育常任委員会に、議案第1号、議案第7号、議案第8号の3議案につきましては、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、18議案を会期中の総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前10時30分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成28年12月6日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記